

酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒々井町制施行135周年を記念して、住民等で構成する団体が提案し、実施する事業に対し、その実施に要する経費を予算の範囲内において補助することについて、酒々井町補助金等交付規則（昭和35年酒々井町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、町内に在住、在勤及び在学する5人以上の者で構成され、活動拠点が町内にあり、かつ、町内において活動を行っている団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町制施行135周年記念事業として、自ら主体的に実施する事業
- (2) 酒々井町内で実施する事業
- (3) 実施団体の構成員以外の住民が広く参加できる事業
- (4) 酒々井町の魅力を町内外に情報発信する事業
- (5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始し、令和7年3月31日までに終了する事業
- (6) 「酒々井町制施行135周年記念」を呼称に含む事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) 他に町から補助を受けている事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内で、5万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行おうとする者は、別に定める申請期日までに、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 規約等団体の目的が分かるもの
- (2) 団体の構成員名簿
- (3) 別紙1「事業実施計画書」及び「収支内訳書」
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、同一の補助対象者について1事業に限り提出することができる。

(審査及び認定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「実施団体」という。)は、補助金の交付決定後において、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、町長に酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金変更(中止)申請書(別記第3号様式)に別紙2「事業実施計画書(変更後)」及び「収支内訳書(変更後)」を添えて提出し、その承認を受けるものとする。ただし、補助金額の増額を内容とする変更は、申請することはできない。

2 町長は、前項の規定により変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該補助事業の内容変更を承認し、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により実施団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 実施団体は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 別紙3「事業実績概要書」及び「収支内訳書」
- (2) 事業の実施内容が分かるもの
- (3) 事業にかかった経費の全ての領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により実施団体に通知するものとする。

2 実施団体は、前項の通知を受けたときは、速やかに補助金を酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により町長に請求するものとする。

第11条 規則第15条の規定により補助金の全部又は一部を概算払により受けようとする実施団体は、酒々井町制施行135周年記念住民提案事業補助金交付概算払請求書（別記第8号様式）に第7条の通知書の写しを添えて町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとし、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- （1） 補助対象者が、この要綱に違反したとき。
- （2） 補助対象者が、第2条の規定に該当しなくなったとき。
- （3） 補助対象者が、第8条に規定する承認を受けたとき。
- （4） 補助対象者が、虚偽又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	主なもの
報償費	講師又は専門家への謝礼（交通費含む。）等
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費（補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）等
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

備考 次の経費は、補助対象としない。

- 1 実施団体の構成員等に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費
- 2 取得価格が1万円を超える物品又は耐用年数が1年以上の物品の購入費
- 3 実施団体の運営に関する経常的な経費